

おまかせ！ジオ・パック利用規約

第1節 総則

第1条 (利用規約の適用)

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、ケーブルテレビジョンサービス契約約款、ケーブルインターネットサービス契約約款、ケーブルプラス電話規約（以下あわせて「原約款」といいます。）、および、おまかせ！ジオ・パック利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、ケーブルテレビジョンサービス、ケーブルインターネットサービス、ケーブルプラス電話サービス（以下あわせて「基本サービス」といいます。）をパッケージ化した商品として、「おまかせ！ジオ・パック」（以下「本商品」といいます。）を提供するものとします。なお、本商品は、別表の1. に定める「基本パック」（以下「基本パック」といいます。）と別表の2. に定める「さらにプラス割」（以下「プラス割」といいます。）で構成されるものとします。

第2条 (利用規約の遵守)

基本サービスの加入者（以下あわせて「加入者」といいます。）で、本商品の契約（以下「利用契約」といいます。）を締結する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約を遵守するものとします。

2. 本規約に定めなき用語については、原約款の定義が適用されるものとします。

第3条 (利用規約の変更)

当社は、本規約を加入者および申込者の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

2. 本規約を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第2節 基本パック

第4条 (申し込み)

別表の1. に定めるパックの要件を満たす場合、加入者は基本パックを申し込むことができます。なお基本パックは、一加入者につき、別表の1. に定めるサービス品目の1台目に対してのみ申し込みができるものとし、一加入者が基本パックを複数申し込むことはできません。

2. 加入者は、当社の定める方法により、基本パックの利用開始日の希望日の10日前までに当社に申し込むものとします。

3. 当社は、第5条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第5条 (申し込みの承諾)

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、基本パックの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 加入者が本規約に違反する恐れがある場合
- (2) 原約款に基づく申し込み内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 基本パックの提供が著しく困難である場合
- (4) その他、本規約の締結が不相当である場合

2. 前項の規定により、当社が基本パックの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第6条 (利用契約の成立)

利用契約は、基本パックの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

第7条 (契約期間)

基本パックの契約期間は2年間とします。

2. 契約期間は、別表の1. に定める対象となるサービス品目の利用開始日（サービス品目が複数ある場合は、もっとも遅くに到来するサービス品目の利用開始日）が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。
3. 前三項の規定にかかわらず、申込者が別表の1. に定める要件を満たさなくなった場合、本商品は当然に終了するものとします。

第3節 プラス割

第8条 (申し込み)

基本サービスを利用する申込者が別表の2. に定めるパックの要件を満たす場合、申込者はプラス割を申し込むことができます。なおプラス割は、一加入者につき、別表の2. に定めるサービス品目の1台目に対してのみ申し込みができるものとし、一加入者がプラス割を複数申し込むことはできません。

2. 申込者は、当社の定める方法により、プラス割の利用開始希望日の10日前までに当社に申し込むものとします。ただし、基本パックと同時にプラス割を申し込む場合は、この限りではありません。
3. 加入者は、基本パックを申し込むことなくプラス割のみ申し込むことはできません。
4. 当社は、第5条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第9条 (利用契約の成立)

利用契約は、プラス割の利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

第10条 (契約期間)

プラス割の契約期間は3年間とします。

2. 契約期間は、別表の2. に定める対象となる各プランまたはサービス品目等の利用開始日（サービス品目が複数ある場合は、もっとも遅くに到来するサービス品目の利用開始日）が属する月の翌月初日を

起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

3. 申込者がプラス割のみを解約した場合、自動的に基本パックに移行されます。なお、その場合の契約期間は承継されず、第7条に準じるものとします。

第11条 (本節における規約の適用)

プラス割に関しては本節に定める事項を優先的に適用することとし、特に記載のない事項に関しては他の条項に準じて取り扱うものとします。

第4節 共通事項

第12条 (月額利用料金)

本商品の申込者が支払う月額利用料金は別表の1. および別表の2. に定めるとおりとします。

第13条 (更新)

本商品の契約期間が満了した場合、本商品の契約は満了日の翌月から同期間更新するものとします。ただし、契約期間満了日の属する月に、申込者より本商品の契約の解約の申し出がある場合は、この限りではありません。

2. 基本パックの申込者が別表の1. に定めるパックの変更を行う場合、契約期間は承継されるものとします。
3. 基本パックの申込者が別表の2. に定めるパックに変更を行う場合、変更後のパックのサービス品目等の起算日が新たな契約開始日になるものとします。
4. プラス割の申込者が別表の1. に定めるパックに変更を行う場合、変更後のパックのサービス品目等の起算日が新たな契約開始日になるものとします。

第14条 (申込者が行う本商品提供の一時停止)

申込者が別表の1. および別表の2. に定めるサービス品目のうち、いずれか一部または全部の一時停止を行う場合、当該一時停止の期間と同期間、本規約の第8条(契約期間)に定める契約期間が延長されるものとします。

2. 前項のうち、申込者が引き続き本商品の利用を継続しつつ別表の1. および別表の2. に定める特定のサービス品目のうちいずれか一部の一時停止を行う場合、その期間中に申込者が支払う月額利用料金はケーブルテレビジョンサービス約款、ケーブルインターネットサービス約款およびKDDI株式会社の「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の料金表記載の第1(基本利用料)2(料金額)に掲げる定額利用料(1,330円)に定めるとおりとします。

第15条 (申込者が行う解約)

申込者は、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、申込者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。ただし、当社が定めた要件を満たす申込者については、解約手続きについて簡略化できるものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、利用契約の解約日と

して取り扱います。また、当該利用契約の解約日を本商品の利用終了日と定めます。なお、前項ただし書きの場合においては、別途定める日を当該利用契約の解約日として取り扱うものとします。

3. 本商品の契約の満了日の属する月（以下「満了月」といいます。）以外の月に本商品の契約の解約が行われる場合、申込者は本商品に係る解約料 20,000 円（税抜）を支払うものとします。ただし、申込者が別表 2. のプラス割を追加する場合は、解約料はかからないものとします。なお、申込者が本商品解約後も、引き続き基本サービスの利用を継続する場合、申込者はケーブルテレビジョンサービス約款、ケーブルインターネットサービス約款およびKDDI株式会社の「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の料金表記載の第 1（基本利用料）2（料金額）に掲げる定額利用料（1,330 円）に定める月額利用料金を支払うものとします。
4. プラス割の申込者が満了月以外の月にプラス割のみ解約を行う場合、申込者はプラス割に係る解約料 5,000 円（税抜）を支払うものとします。
5. プラス割の申込者が満了月以外の月に本商品の解約を行う場合、申込者は本商品に係る解約料 25,000 円（税抜）を支払うものとします。

第 16 条 （当社が行う利用契約の解除）

当社は、申込者の責めに帰すべき事由（原約款に定める当社が行う基本サービス提供の解除事由に準じます。）が認められる場合、利用契約を解除することができます。

2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 第 1 項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本商品の利用終了日と定めます。
4. 利用契約の満了予定日の属する月以外の月に利用契約の解除が行われる場合、申込者は前条 3 項、4 項、5 項に定める解約料を支払うものとします。

第 5 節 雑則

第 17 条 （関連法令の遵守）

当社は、本規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第 18 条 （国内法への準拠）

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については熱海簡易裁判所または沼津地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 19 条 （定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および申込者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則 本規約は、平成 28 年 5 月 1 日より施行します。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

1. おまかせ！ジオ・パックの月額利用料金

ケーブルテレビジョンサービス、ケーブルインターネットサービス、KDDI株式会社の「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の料金表記載の第1（基本利用料）2（料金額）に掲げる定額利用料（1,330円）の合計額となります。

対象となるサービス品目	ケーブルインターネットサービス			
	ocean200plus	ocean200	ocean160plus	ocean160
ケーブルテレビジョンサービス Forest BD-HitPot および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話	¥11,100	¥10,400	¥10,900	¥10,200
ケーブルテレビジョンサービス Forest HitPot および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話	¥10,600	¥9,900	¥10,100	¥9,400
ケーブルテレビジョンサービス ライト BD-HitPot および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話	¥10,330	¥9,630	¥10,030	¥9,330
ケーブルテレビジョンサービス ライト HitPot および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話	¥9,830	¥9,130	¥9,230	¥8,530

対象となるサービス品目	ケーブルインターネットサービス	
	ocean 30	ocean 8
ケーブルテレビジョンサービス Forest BD-HitPot および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話	¥10,000	¥9,500

ケーブルテレビジョンサービス Forest HitPot および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話	¥9,000	¥8,500
ケーブルテレビジョンサービス ライト BD-HitPot および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話	¥9,030	対象外
ケーブルテレビジョンサービス ライト HitPot および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話	¥8,030	対象外

ケーブルテレビジョンサービス、ケーブルインターネットサービスの合計額となります。

対象となるサービス品目	ケーブルインターネットサービス			
	ocean200plus	ocean200	ocean160plus	ocean160
ケーブルテレビジョンサービス Forest BD-HitPot	¥11,000	¥10,300	¥10,700	¥10,000
ケーブルテレビジョンサービス Forest HitPot	¥10,500	¥9,800	¥9,900	¥9,200
ケーブルテレビジョンサービス ライト BD-HitPot	¥10,000	¥9,300	¥9,600	¥8,900
ケーブルテレビジョンサービス ライト HitPot	¥9,500	¥8,800	¥8,800	¥8,100

対象となるサービス品目	ケーブルインターネットサービス	
	ocean 30	ocean 8
ケーブルテレビジョンサービス Forest BD-HitPot	¥9,700	¥8,400
ケーブルテレビジョンサービス Forest HitPot	¥8,700	¥7,400

ケーブルテレビジョンサービス、KDDI株式会社の「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の料金表記載の第1（基本利用料）2（料金額）に掲げる定額利用料（1,330円）の合計額となります。

対象となるサービス品目	ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話
ケーブルテレビジョンサービス Forest BD-HitPot	¥7,100
ケーブルテレビジョンサービス Forest HitPot	¥6,100

ケーブルインターネットサービス、KDDI株式会社の「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の料金表記載の第1（基本利用料）2（料金額）に掲げる定額利用料（1,330円）の合計額となります。

対象となるサービス品目	ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話
ケーブルインターネットサービス ocean200plus	¥7,330
ケーブルインターネットサービス ocean200	¥6,630
ケーブルインターネットサービス ocean160plus	¥6,630
ケーブルインターネットサービス ocean160	¥5,930
ケーブルインターネットサービス ocean 30	¥5,230

2. さらにプラス割を追加した場合の月額利用料金

ケーブルテレビジョンサービス、ケーブルインターネットサービス、KDDI株式会社の「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の料金表記載の第1（基本利用料）2（料金額）に掲げる定額利用料（1,330円）の合計額となります。

対象となるサービス品目	ケーブルインターネットサービス			
	ocean200plus	ocean200	ocean160plus	ocean160
ケーブルテレビジョンサービス Forest BD-HitPot および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話	¥10,600	¥9,900	¥10,400	¥9,700

ケーブルテレビジョンサービス Forest HitPot および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話	¥10,100	¥9,400	¥9,600	¥8,900
--	---------	--------	--------	--------

ケーブルテレビジョンサービス、ケーブルインターネットサービスの合計額となります。

対象となるサービス品目	ケーブルインターネットサービス			
	ocean200plus	ocean200	ocean160plus	ocean160
ケーブルテレビジョンサービス Forest BD-HitPot	¥10,500	¥9,800	¥10,200	¥9,500
ケーブルテレビジョンサービス Forest HitPot	¥10,000	¥9,300	¥9,400	¥8,700